

『坂城町農業資材価格等高騰対策事業補助金』のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、世界情勢による燃料価格の高騰や肥料などの農業生産資材への影響を緩和し、今期及び来期に向けた営農を支援するため、『坂城町農業資材価格等高騰対策事業』による補助金を交付します。(令和4年度限りの事業)

【補助対象者】

以下の要件の全てを満たし、今後も営農を継続する意思がある者

- ① 令和3年分税申告をした者のうち、50万円以上の農業販売額がある者又は令和4年から営農を開始した認定農業者若しくは認定新規就農者
- ② 町内に事業所を有する農業法人又は町内に住所を有する農家
- ③ 町税等の滞納がない者
- ④ 国・県・他市町村等から同様な補助を受けていないこと

【補助金交付額】

- ① 令和3年分税申告の農業経費として申告したもののうち、物価高騰の影響のある経費（肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費及び動力光熱費）合計を下記計算式により算出した交付額
- ② 令和4年から営農を開始した者は、令和4年分税申告にて農業経費として申告する予定の経費のうち、物価高騰の影響のある経費（上記①と同様の当該経費）合計を下記計算式により算出した交付額
- ③ 上記①及び②により算出した交付額は上限額 200 千円（千円未満切り捨て）

区分	対象経費	計算式
令和3年分 税申告をした者	物価高騰の影響のある経費 (肥料費、飼料費、農薬衛生費、 諸材料費、動力光熱費)	左記対象経費合計額 ÷ 1.1 × 8.5%
令和4年から 営農を開始した者		左記対象経費合計額 ÷ 1.1 × 91.5% × 8.5%

【提出書類】

- ① 令和3年分税申告に関する書類
- ② 交付申請書兼交付請求書（様式1号）
- ③ 誓約書（様式2号）
- ④ 振込先通帳の口座番号・名義のページの写し など

【申請期限】 令和5年1月31日

※お問い合わせ先 坂城町役場商工農林課 農業振興係
TEL : 75-6207 (直通) ・ FAX : 82-3138